
学校生活の約束ごと

1 登下校

- (1) 8時20分には登校し、8時25分の時点で自分の座席に着席しててください。
- (2) 8時25分から35分までは、読書または朝学習の時間です。静かに取り組みましょう。
- (3) 登校後は、許可なく校外に出てはいけません。
- (4) 一般生徒下校時刻後、校内に残る時は、委員会、部活、その他担当の先生の許可が必要です。
- (5) 登下校中の飲食、自転車による通学は禁止です。
- (6) 欠席や遅刻をするときは、8時10分までに保護者が電話またはすぐーるで連絡をしてください。連続して欠席する場合も毎日連絡をお願いします。
- (7) 早退や体育の授業を見学する場合は、連絡帳の所定の欄に記入し、担任に届けを出します。見学の場合、教科担当にも連絡帳を出します。
- (8) 早退した場合は、帰宅後すぐに学校へ電話連絡してください。安全確認のためです。
- (9) 再登校する際は、普段の学校生活に準じた服装とします。
- (10) 下校したら、着替えてから外出しましょう。

2 服装

- (1) 一年中、気候に合わせて夏服か冬服かを選択して着用できます。また、暑さ対策のため体育祭練習期間から9月末までは体育着で登校してもかまいません。ただし、朝礼・生徒会朝会や儀式的行事は標準服とします。
- (2) ポロシャツの着用期間は、通年で認められます。ポロシャツの裾はズボンに入れなくてもよいが、だらしなくならないように着用してください。ポロシャツの上に防寒着を着ることはできません。
- (3) 上履きのカラーは、1年→青、2年→緑、3年→赤 です。
- (4) 通学用の靴は運動時や災害時の避難を考え、動きやすい運動靴等にしてください。
- (5) 登下校時の防寒のためにブレザー、長袖ジャージの上から防寒着を着用することができますが、校舎内では脱ぎましょう。夏場は冷房対策として、教室内でのみカーディガンを着用することができます。
- (6) 防寒のためにタイツを履くこともできます。
- (7) スカートの丈は膝頭にかかる程度の長さとしします。
- (8) 儀式的行事のときの靴下の色は白とする。

3 頭髪

- (1) 肩より長い髪は、儀式的行事や授業、生活の中で安全面・衛生面を守るために必要に応じて結んでください。
- (2) パーマ・脱色等の加工は禁止です。

4 持ち物

- (1) 通学カバンは両肩に背負える物がのぞましい。荷物が多い場合は、予備バッグを使用してもよい。
- (2) 学校生活に関係ない物は一切持ってきてはいけません。
- (3) 不必要なお金は持ってきてはいけません。物品・教材・金銭の貸し借りも禁止です。
- (4) 各教科の持ち物は個人用ロッカーに置いていってもかまいませんが、
しっかりと自分で管理しましょう。
- (5) 上履きも含め、**持ち物には全て記名**をしてください。
- (6) 落とし物ロッカーは職員室前の廊下にあります。
自分の物がある場合は、先生方に申し出てください。

5 体育の授業

- (1) 指定の体育着を着用し、運動しやすい靴を履いてください。体育着を忘れた場合、体育科担当指導のもと、職員室にて体育着を借り授業に参加できる。
- (2) 更衣場所 ① 男子は教室で着替えをします。1階の男子更衣室を使用してもよいです。
② 女子は体育館2階の更衣室を使用します。
- (3) 1校時が体育実技の場合の朝学活は標準服でも体育着でも可です。
標準服の生徒は、8：40～8：45の間に速やかに着替えをしてください。
6校時が体育実技の場合は、授業終了後に着替えなくてもよいです。

6 その他

- (1) 職員室の出入りは、マナーを守り、バッグ、コート等は廊下に置いてください。
入室の際は、自分の所属・氏名・用件をしっかりと伝えましょう。
- (2) 上履きやネクタイ、リボンを忘れた場合は、担任の先生（職員室の先生）に申し出をし、職員室で借用します。下校時には借りたものを必ず職員室で返却してください。
- (3) 弁当が必要なときは、登校時に持参します。
- (4) 水筒を持参するときは、中身はお茶類、スポーツドリンク類とします。
カン、ビン、パック、ペットボトルの持ち込みは禁止です。
- (5) 部活動での更衣と持ち物 ※荷物は活動場所に持っていきます。
①校庭使用の部：女子は体育館1階の女子更衣室、男子は教室、1階の男子更衣室を使用してもよい。
②体育館使用の部：女子は体育館2階更衣室、男子は教室、1階の男子更衣室を使用してもよい。
③体育館・校庭とも、顧問の許可があれば活動場所でもかまいません。
- (6) 上履きと外履きの区別をつけてください。（昇降口の青いスノコの部分は、土足厳禁です）
※教室から体育館への移動は必ず中2階の渡り廊下を通りましょう。
- (7) 清掃後の生徒の活動の優先順位は原則として、以下の通りです。
①生徒会及び委員会活動 ②学校（学年）行事 ③学級の活動 ④部活動
- (8) 生徒証の再発行は、再交付願いを担任に提出します。
- (9) 公共物を破損したときは、必ず先生に申し出て、別に定める決まりに従ってください。
- (10) 非常の場合は、先生の指示に従い、落ち着いて秩序ある行動をとりましょう。